

半田市ひとり親家庭等一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第3条第3号の半田市ひとり親家庭等一時預かり事業の実施については、同要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 この事業は、ひとり親家庭等に対し、離婚後等に就職したり、より良い職業に就くため、就職活動を行う場合等に、一時預かりを行う場合の利用料を免除することにより、ひとり親家庭等の自立を支援するものとする。

(対象事業)

第3条 この事業の対象は、半田市子育て支援センターで実施する乳幼児一時預かり事業とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、半田市ひとり親家庭等自立支援対策事業実施要綱第2条に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父のうち、次の各号のいずれかの事由により、前条の事業を利用する者とする。

- (1) 離婚後等に就職したり、より良い就業に就くための就職活動によるもの
- (2) 就職に役立つ技能や資格取得のため、各種講座を受講したり、就業に結び付き易いと考えられる講習会受講によるもの
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

(利用申請)

第5条 利用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ、半田市ひとり親家庭等一時預かり事業利用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が必要でないとする場合は、当該書類等の全部又は一部を省略させることができる。

- (1) 申請者及び当該監護する児童の戸籍の謄本又は抄本
- (2) その他、市長が必要と認める書類

(利用決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、半田市ひ

とり親家庭等一時預かり事業利用決定（却下）通知書（様式第2）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知書とともに、免除する限度額に相当する時間数が記載された半田市ひとり親家庭等一時預かり事業利用許可証（様式第3。以下「許可証」という。）を発行するものとする。

（利用の実施等）

第7条 前条の規定により利用決定を受けた者は、乳幼児一時預かり事業の利用終了時に許可証を提示し、利用料の免除を受けるものとする。

- 2 前項の許可証には、本事業の利用に係る就職活動の実施等があった事実の確認のため、訪問等した機関から訪問先等の名称及び担当者名の記入を受けなければならない。

（利用料の請求）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により利用料の免除を受けた者があるときは、既に免除した利用料の一部又は全部を請求するものとする。

（報告）

第9条 市長は、利用料の免除に関し、必要があると認めるときは、利用料の免除を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

様式第1（第5条関係）

半田市ひとり親家庭等一時預かり事業利用申請書

年 月 日

半田市長 様

申請者 住所

氏名

電話 （ ） -

半田市ひとり親家庭等一時預かり事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、対象者の確認に関し、公簿等により調査されることに同意します。

対象者	ふりがな 氏 名				生年 月日	年 月 日
	住 所	〒 - 電話（ ） -				
利用希望児童		ふ り が な 氏 名	性別	続柄	生 年 月 日	
	①		男・女		年 月 日（ 歳 月）	
	②		男・女		年 月 日（ 歳 月）	
	③		男・女		年 月 日（ 歳 月）	
利用理由		1. ハローワーク・面接等（ ） 2. 県講習会（ ） 3. その他の講習会等（ ）				
利用希望月		年 月 から 年 月まで				
備 考						

(表面)

半田市ひとり親家庭等一時預かり事業利用決定（却下）通知書

年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで申請のありました半田市ひとり親家庭等一時預かり事業については、
利用を決定（却下）したので通知します。

[illegible]

利用許可証発行番号	第	号
-----------	---	---

(裏面)

(注意)

1. 住所を変更したとき、ひとり親家庭等でなくなったとき、その他重要な異動があったときなど、異動が生じたときは、その旨連絡してください。
2. あなたが不正な手段で利用の申請をした場合、この決定を取り消すことがあります。なお、その場合既に利用料の免除を受けたことがあれば、その全部又は一部を支払っていただくことがあります。

様式第3（第6条関係）
（表面）

（裏）

発行番号	第 号
申請者氏名	
利用する児童 氏名及び 生年月日	(年 月 日)
	(年 月 日)
	(年 月 日)
住 所	
年 月 日	
半 田 市 長	

（表）

半田市ひとり親家庭等一時預かり事業	
利 用 許 可 証	
半 田 市	
利用期限	年 月から 年 月まで

様式第3（第6条関係）
（裏面）

(中)

利用年月日		訪問先等の名称	担当者名	免除対象時間
①	年 月 日			時間
②	年 月 日			時間
③	年 月 日			時間
④	年 月 日			時間
⑤	年 月 日			時間
⑥	年 月 日			時間
⑦	年 月 日			時間
⑧	年 月 日			時間
⑨	年 月 日			時間
⑩	年 月 日			時間
⑪	年 月 日			時間
⑫	年 月 日			時間
⑬	年 月 日			時間
⑭	年 月 日			時間

(中)

[illegible]